

# 第1章 伊丹市地域福祉計画（第3次）の策定にあたって

## 1. 地域福祉計画（第3次）策定の背景

### 1) 伊丹市の地域福祉計画

本市では、平成23年（2011年）度から10年間の本市の地域福祉の推進に関することを一体的に定めた伊丹市地域福祉計画（第2次）（以下、「第2次計画」という。）は、平成29年（2017年）度の改定を経て、計画期間の満了を迎えました。第2次計画では、伊丹市地域福祉計画（第1次）（以下、「第1次計画」という。）からの同一の理念である「共生福祉社会の実現」を掲げ、これまでに、各小学校区における地域福祉の推進の場である地域福祉ネット会議や地区ボランティアセンターの整備支援、各地域のニーズを反映した地域ビジョンの策定やその実施事業を検討する地域自治組織の設立などを進め、身近な地域でさまざまな福祉課題を解決できる体制づくりに取り組んできました。

### 2) ウィズコロナ時代の課題

近年、急速な少子高齢化の進展や経済・雇用などの社会構造の変化、個人の価値観の多様化に伴って、地域の人と人とのつながりが希薄化しており、高齢者世帯の増加や地域福祉の担い手の減少、経済的困窮、社会的孤立といった新たな社会問題が生じています。

地域での問題解決が困難になる一方、高齢者や障がい者、子育て世帯をはじめとする地域のニーズが複雑化しており、公的な福祉サービスだけでなく、インフォーマルサポート<sup>1</sup>を含めた、よりきめ細やかな配慮が求められています。こうした状況から、地域社会を構成するさまざまな主体が協働して、ともに支え合う新たな地域福祉の仕組みづくりを推進するとともに、すべての人が互いの人権を尊重し合いながら、自立・自律した社会をめざしていくことが必要となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という未曾有の事態は、地域福祉活動においても、今までのように集いふれあう支援のあり方に変容を迫り、経済的困窮や差別、社会的孤立などの従来の問題を加速度的に進行させています。生活困窮や認知症の増大が予測される中、加えて多発する自然災害の発生等も踏まえ、関係機関・団体の協力・連携のもと、災害発生時を見据えた日常的なつながりづくりの強化、どんな時でもつながりが途切れない、安心できる環境整備を地域福祉の仕組みにおいても考えていく必要があります。

---

<sup>1</sup> インフォーマルサポート：公的なサポート（支援）以外の、家族、友人、近隣、ボランティアなどによるサポート（支援）。

### 3) 国の取り組み

一方、国においては令和22年（2040年）に高齢者人口がピークに達し、85歳以上が高齢人口の3割を占め、困窮化、孤立化、認知症の増加などの問題がより深刻化すると予測される中で、平成30年（2018年）4月の社会福祉法改正において、高齢者のケアを主眼とした地域包括ケアシステムを引き続き推進しつつ、障がい者、子どもなどへの支援や複合的な課題にもその考え方を広げ、地域福祉の理念が明確化されました。

さらに令和2年（2020年）6月に社会福祉法が再び一部改正され、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」として、地域福祉を推進する際のめざすべき社会像（理念）として「地域共生社会」が規定されたほか、地方公共団体の責務として、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が明示され、重層的なセーフティネットを強化するための新たな事業として、「断らない相談支援」、「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が令和3年（2021年）度より新たに創設されます。

また、SDGs<sup>2</sup>達成のための国の取り組みも進められており、すべての人が安全で安心して暮らすことのできる「誰一人取り残さない」社会をつくることは、全世界的な目標であり、まさに地域福祉の目標でもあります。

上記に共通して言えることは、地域福祉という概念が、全世代の福祉を意識した地域丸ごとのまちづくりであるという点です。

人と人とのつながりを主軸として、日常時から困った時に助け合う顔の見える関係づくり、お互いを認め合い、支え合いが可能なまちづくりを通し、すべての市民が住み慣れた地域の中でともに支え合う「共生福祉社会の実現」に向け、この先の本市の将来を見据えた上で、令和3年（2021年）度以降の新たな地域福祉推進の指針として「伊丹市地域福祉計画（第3次）」を策定します。

---

2 SDGs：エスディーゼーズ。持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）。2015年9月の国連サミットで採択され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年までを期限とする17の国際目標。

【重層的支援体制整備事業における3つの支援の内容】

I 相談支援

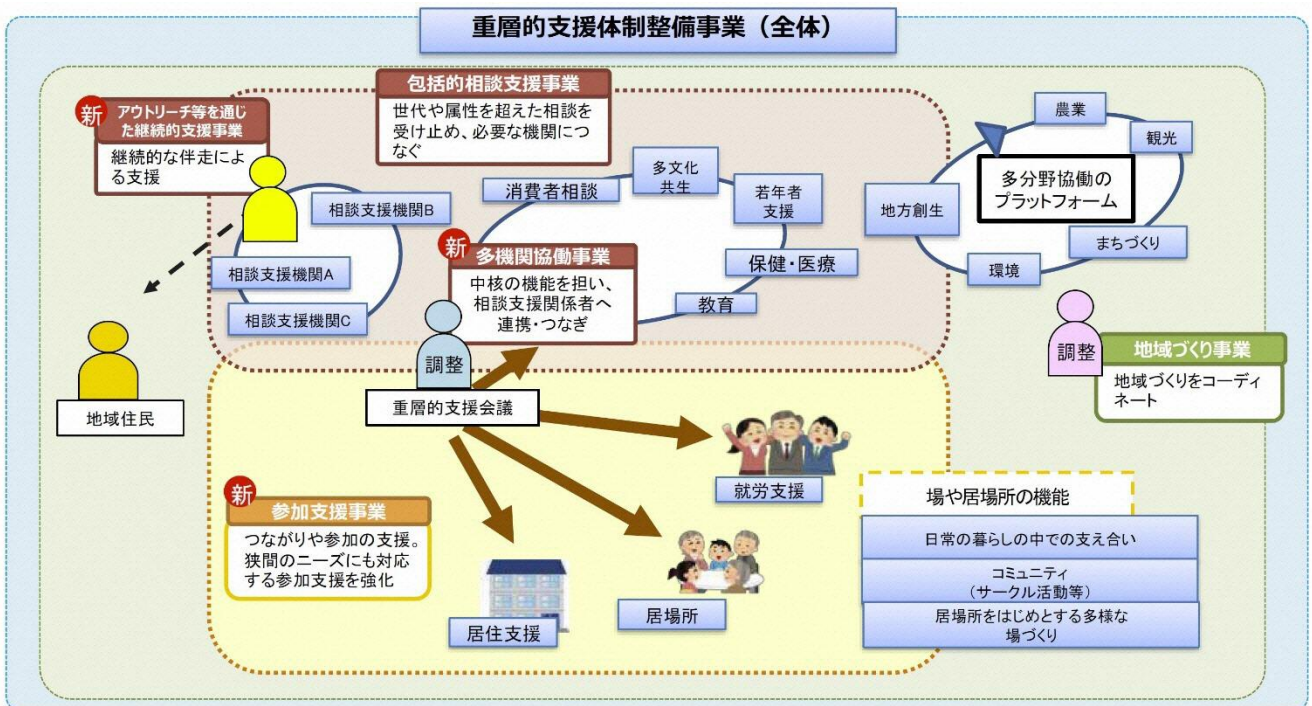
- ①介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援事業を実施
- ②複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施
- ③必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施

II 参加支援事業

- ①介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取り組みでは対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ち、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援を実施

III 地域づくり事業

- ①介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりにかかる事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施
- ②事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保
  - (1) 住民同士が会い参加することのできる場や居場所
  - (2) ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能



資料：令和2年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議資料

## 2. 地域福祉とは

---

平成12年（2000年）に、社会福祉事業実施のための諸規則を定めた社会福祉事業法が、利用者本位の社会福祉への規定へと見直され、名称も社会福祉法と改正されました。その第1条(目的)には、「この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資する」と地域福祉について規定されています。

また、令和2年（2020年）6月に公布された社会福祉法の一部改正により、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」として、地域福祉を推進する際のめざすべき社会像（理念）として「地域共生社会」が規定され、地域福祉を推進していくための方向性が打ち出されました。

地域福祉とは、地域社会を基盤として、行政をはじめ社会福祉協議会、社会福祉法人、地域住民や地域団体、NPO法人やボランティア団体、企業や商店など、地域社会を構成するさまざまな主体が、住民主体のもと協力し合って、地域社会に暮らす誰もが人間としての尊厳を持ち、地域社会の一員として、豊かな生活が送れるよう、ともに生き、支え合う共生福祉社会を形成していこうとする取り組みや仕組みづくりのことを言います。

また、地域福祉は、地方自治・市民自治を根本的な要件としつつ、同時に地域福祉の実践を通じて、そうした自治性や地域の福祉力を高めていく不断の取り組みでもあります。

また、地域福祉においては、「気かけ合う関係づくりから生まれる地域の新たな担い手」「地域社会の基盤となる圏域」、「行政と地域住民などさまざまな主体によるパートナーシップ」、「共生福祉社会を形成する取り組みや仕組みづくり」の4点がポイントとなります。

### ポイント1. 気かけ合う関係づくりから生まれる地域の新たな担い手

少子高齢化社会においては、これまで地域で活躍してきた担い手の高齢化や、役割の重複による負担感の増加、また、共働きの増加による専業主婦の不在、世代間の断絶等により、これまでのイメージに基づく担い手の確保・育成が困難になっています。また、地域経済が疲弊する中で、地域に根付く自営業者は衰退し、地域全体のつながりと活力が低下しています。

これからは地域を支えるリーダーとなる担い手の育成だけをめざすのではなく、より身近な圏域において、地域で生活を営むすべての人が日常の中で自然に地域に関与でき、地域活動の担い手としてその主体性を育みながら、無理なく長く支え合える仕組みづくりが重要です。

### ポイント2. 地域社会の基盤となる圏域

住民の福祉活動を行う圏域や支援を必要とする人を支援する圏域として、重層的な圏域が考えられます。最も身近な圏域は、隣近所でのつきあいや災害時支援、見守り・声かけ、地域ふれ愛福祉サロン事業などの個別援助活動やグループ援助活動などを行う基礎的な範囲としての近隣や自治会域です。

次に、支援を必要とする人の支援のための関係機関や団体等との会議や住民の地域福祉活動に関する情報交換や連携、日常生活の手助け等の支援のための地区ボランティアの需給調整などを行う、おおむね小学校区を単位とする圏域です。

さらに、地域包括支援センター、地域生活支援センター、障害者相談支援事業所、地域子育て支援拠点など、総合相談窓口や福祉施設がある範囲などのサービス圏域です。そして伊丹市全域を対象とした総合的な施策の企画・調整をする範囲、市全域を対象とした公的機関の相談・支援、テーマ型など地域を限定しない福祉活動による支援などの市全域という、4層構造の圏域が設定できます。

本市では、日常生活圏域における地域福祉活動を行う中核的な圏域を小学校区とし、その活動を推進するための検討を行う場として「地域福祉ネット会議」が実施されています。

また、おおむね小学校区を単位として、地域のニーズを反映した「地域ビジョン<sup>3</sup>」を策定し、それに沿った実施事業を検討する「地域自治組織<sup>4</sup>」の設立を進めています。

---

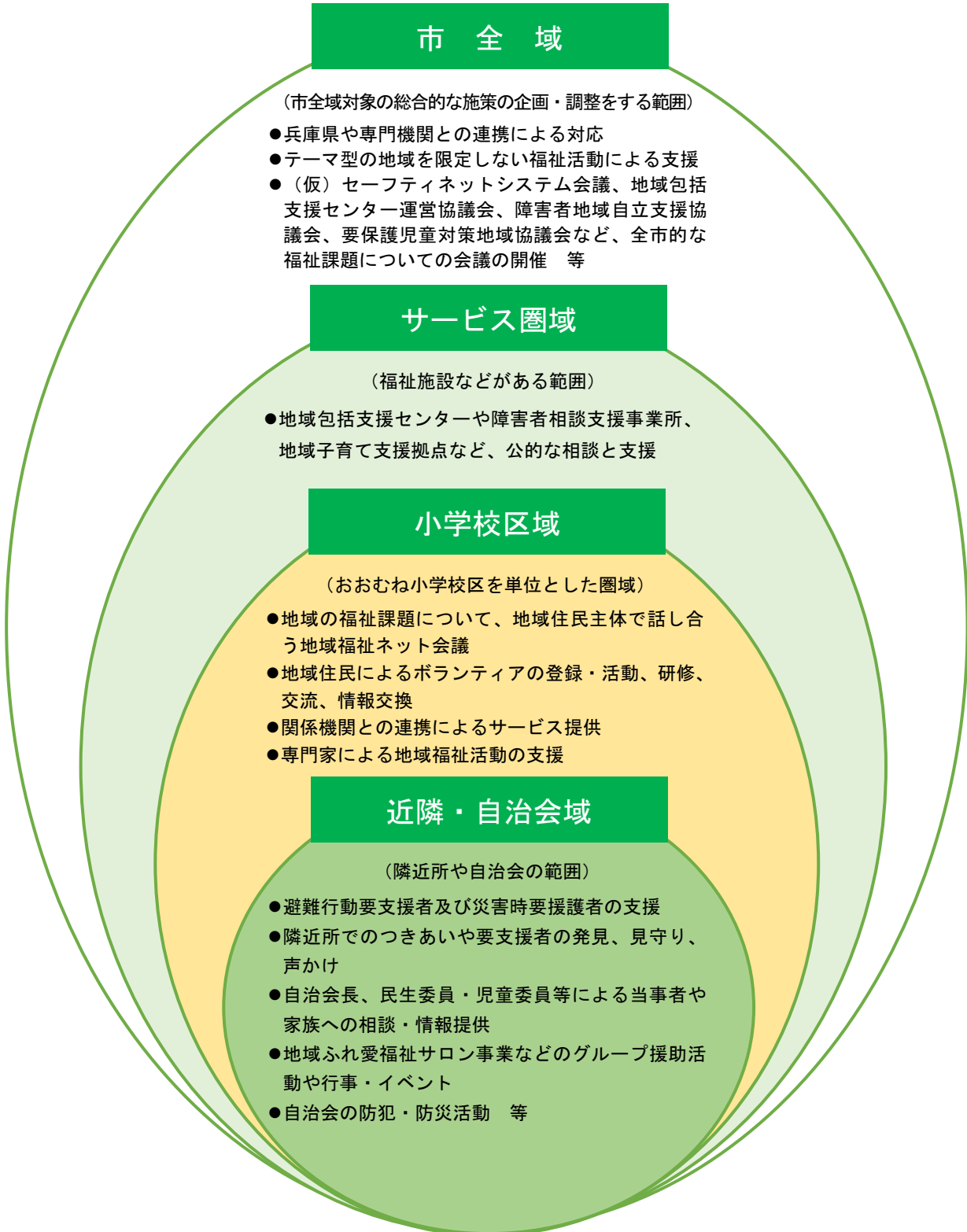
3 地域ビジョン：意見交換会、アンケート等により地域住民のニーズの把握を行い、地域住民に意見を求めた上で決定する地域の将来像やそれを実現させる行動計画を示すもの。

4 地域自治組織：地域で生活するすべての人が地域にかかることを定めるとともに、地域活動の継続的な実施を目的とした、おおむね小学校区を単位とした地域内の自治組織。



## 【伊丹市の重層的な圏域設定のイメージ】

隣近所でのつきあいや住民同士の見守り、声かけなどを行う最も身近な範囲とする「近隣・自治会域」、次に地域住民主体で話し合う場や関係機関・団体等との連携によるサービス提供を行う範囲とする「小学校区域」、さらに、総合相談窓口や福祉施設がある範囲とする「サービス圏域」、そして伊丹市全域を対象とした施策の企画・調整等をする範囲の「市全域」の4層構造。



### ポイント3. 行政と地域住民などさまざまな主体によるパートナーシップ

行政は、福祉課題を抱えた人のために、あるいは課題を抱えた人に対する支援を主な目的とする公的な制度として、福祉・保健・医療その他関連する各種政策・施策に基づくサービスを供給しています。それに加え、誰もが人間としての尊厳を持ち、地域社会の一員として、豊かな生活が送れるよう、日常生活上の不安の解消や予防を含めたさまざまな福祉課題の解決に向け、行政をはじめ社会福祉協議会、社会福祉法人、地域住民や地域団体、当事者団体や支援団体、NPO法人やボランティア団体、企業や商店など、地域社会を構成するさまざまな主体が相互に連携・協力し合っていくことが重要です。

### ポイント4. 共生福祉社会を形成する取り組みや仕組みづくり

行政と地域住民などさまざまな主体によるパートナーシップの形成には、ネットワーク化や協働の視点が不可欠であり、ともに生き、支え合う共生福祉社会を形成していこうとする取り組みや仕組みづくりが重要となります。この取り組みや仕組みづくりは、一度つくったら終わりというものではなく、また、単なる福祉サービス提供のための枠組みではなく、地域社会を構成するさまざまな主体が相互に連携・協力することにより、市民自らが自分のまちをつくるといった自治性や「地域の福祉力」を高める、不断の取り組みと言えます。

地域の福祉力は、簡潔に定義づけることは難しい概念ですが、  
例えば

- 市民が地域における生活課題に気づく（関心を持つ）
- 相互支援力や問題解決力を高める（学習する・参加する）
- 上記のことが可能となるような仕組みをつくり出していく
- あらゆる差別や偏見を克服する取り組みを進める
- 生活していく上で必要な社会資源<sup>5</sup>をつくり出していく
- 市民が自らの地域の将来像「地域ビジョン」を描いていく

以上のような力と言えます。

地域の都市化により起こる人々の価値観の変化、世代間の断絶、単身世帯の増加、賃貸共同住宅の増加による居住環境の変化や雇用状況の変化など、さまざまな要因を背景にして地域におけるつながりの希薄化が問題となっている昨今においては、本計画の策定にあたり、一層、「主体性と協働を育む新たな仕組みづくり」が求められています。「主体性と協働を育む新たな仕組みづくり」にあたっては、各機関や施設、団体、組織間のネットワークが欠かせません。また、行政の各部署のネットワークも必要です。それは単なる連携というよりは「協働（パートナーシップ）」であり、「それぞれの主体性・自発性のもとに、共通の領域において、互いの特性を認識・尊重し合いながら、共通の目的を達成するため、課題解決に向けて協働・協調すること」と言えます。また、伊丹市まちづくり基本条例において「協働」とは「市民が自らの意志によって参画し、市民と市が相互の信頼関係に基づいて、それぞれ果たす役割と責任を分担し、補完しあい、協力して進めなくてはならない」とされています。

5 社会資源：福祉ニーズの充足に活用可能な施設・設備、資金・物品、諸制度、技能、知識、人・集団などのハードウェア及びソフトウェアの総称。

### 3. 伊丹市の進める地域福祉とその仕組みづくり

---

#### 1) これまでの取り組みの経緯

平成15年（2003年）3月に第1次計画を策定し、「共生福祉社会の実現」を理念として、すべての市民が住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らせるような社会をめざしてきました。

これまで福祉的ニーズの多くは、行政や民間事業者が提供する福祉サービスの享受により対応されてきました。しかしながら、地域には「ひとり暮らしの高齢者が電球の交換やごみ出しを頼める人がいない」、「買い物に行くことができて、買った物を持って歩けない」といった問題、あるいは「ひとり暮らしが寂しい」といった心の問題など、行政や民間事業者による福祉サービスだけでは対応しきれない多様な問題が存在しています。これからは、こうした福祉課題を身近な地域の中で解決できる体制づくりが必要となってきています。

こうしたことから、その体制づくりに向けて第1次計画策定以降、住民と専門職が生活上のさまざまな福祉的ニーズを協議し、解決できる場として「地域福祉ネット会議」の整備を進めてきました。

「地域福祉ネット会議」は、小学校区ごとにそれぞれの地区の民生委員・児童委員、自治会長、地域住民、当事者組織など広範な人々が主体的に集まり、身近な福祉課題を明らかにし、地域住民自らがその解決策をさぐる場であり、そこに福祉の総合相談機能を持ち、生活上のさまざまな福祉ニーズに専門的に対応できる地域包括支援センターも参画することで「専門性」を付加しています。

令和2年（2020年）10月現在では、16の小学校区において「地域福祉ネット会議」が立ち上がり、それらの地域のうち11の小学校区では、地域内の困りごとは地域内で助け合い、解決しようとの思いから、地区ボランティアセンターが立ち上げられ、地域住民による相互扶助などの地域福祉活動が行われています。また、平成27年（2015年）度より2地区で創設された「地域自治組織」は、令和元年（2019年）度には計11地区まで広がっています。

#### 2) 地域福祉のさらなる推進に向けて

今後も、「地域福祉ネット会議」の更なる充実を図り、福祉分野にとらわれない多様な主体の参画による地域福祉活動のネットワーク化を図りながら、継続性のある福祉活動が地域で行われるよう取り組むとともに、「地域自治組織」による「地域ビジョン」の策定やその実施を通じて、地域が抱えるさまざまな課題の解決や、地域の将来像の実現に向けた取り組みを支援します。しかしながら、地域福祉活動は地域の市民力に頼るところが大きく、地域の総意がなければ進むものではないことから、地区それぞれにおける固有の事情も踏まえながら、地域福祉の基盤として、地域福祉ネット会議や地区ボランティアセンター、つどいの場などの充実を図るとともに、そういった活動の場となる小地域福祉拠点の整備に向けた検討を地域と進めていきます。

社会福祉が、それまでの施設中心、機能分散型といった性格から、在宅中心、機能複合型の「地域福祉」を基盤とする性格を持つようになり、法的にも地域福祉を推進することの重要性が明記されました。ただ「地域福祉」は、この法整備により新たに生まれた概念ではなく、他の社会福祉制度が整備される前から、地域コミュニティの中で住民主体により行われていたものです。

伊丹市では「地域福祉ネット会議」「地域自治組織」のような仕組みを中核にして、今日的に地域福祉の再生に取り組んでいるところです。



## 4. 地域福祉計画の位置づけ

### 1) 計画の期間

この計画の期間は、令和3年（2021年）度から令和10年（2028年）度の8年間とします。ただし、中間年となる4年後に見直しを実施します。

計画名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
伊丹市 地域福祉計画 (第3次)	▶							
伊丹市 総合計画	▶ 第6次（R3年度～10年度）							
伊丹市子ども・ 子育て支援事業計画	▶ 第2期（R2年度～6年度）							
伊丹市高齢者 保健福祉計画・ 介護保険事業計画	▶ 第8期（R3年度～5年度）							
伊丹市 障害者計画	▶ 第4次（R3年度～10年度）							
伊丹市 障害福祉計画	▶ 第6期（R3年度～5年度）							
伊丹市 障害児福祉計画	▶ 第2期（R3年度～5年度）							
伊丹市 健康づくり 計画	▶ （R3年度～10年度）							

### 2) 他計画との関係

「伊丹市地域福祉計画（第3次）」は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられるものです。

この計画は、「第6次伊丹市総合計画」を上位計画とし、同計画の政策目標、施策目標との整合を図りながら策定しています。

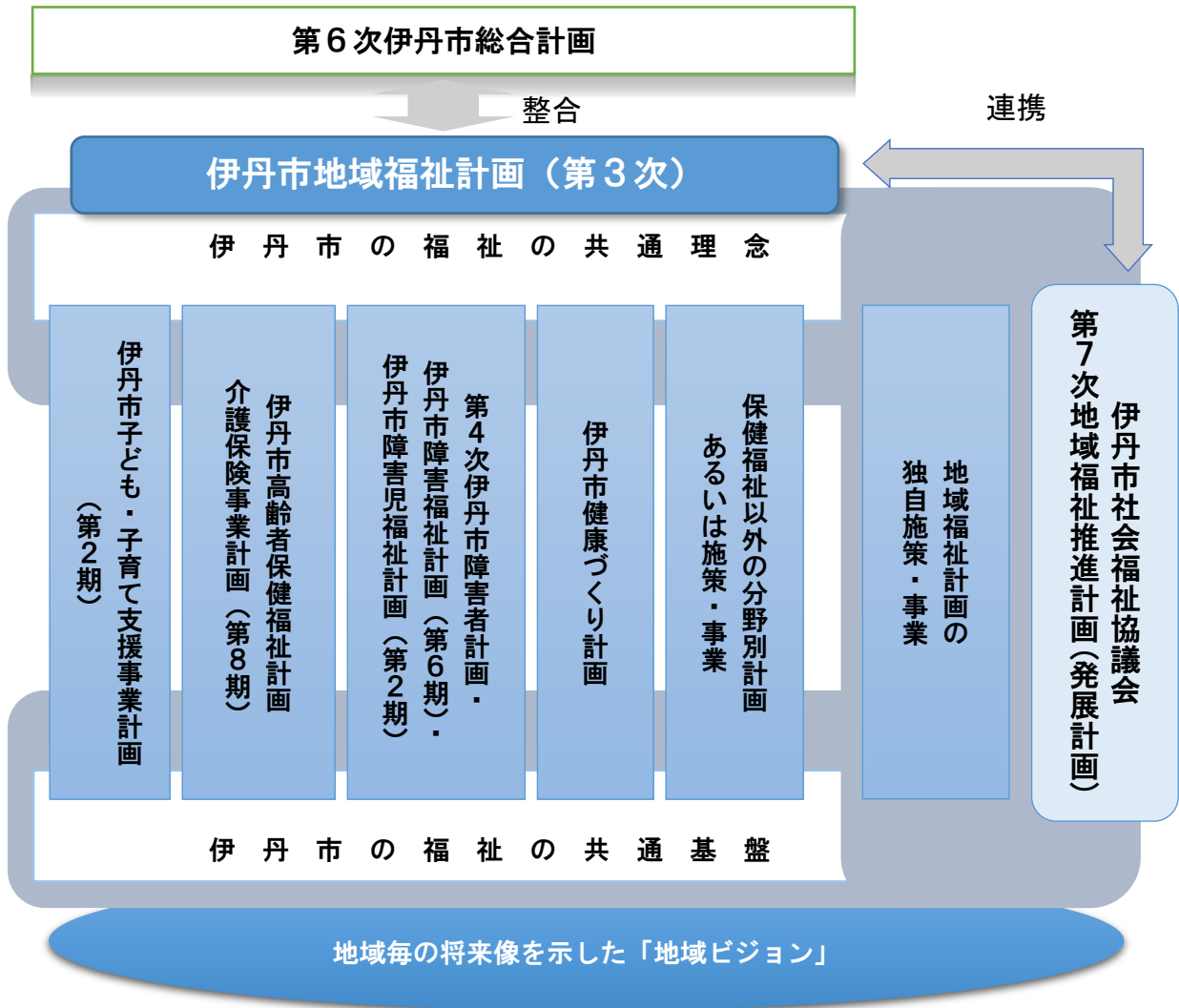
保健・福祉分野の個別計画との関係では、個別計画が対象者のニーズに応じたサービスの整備目標や取り組みを示しているのに対して、本計画では分野別計画の対象者の地域生活を支えるための、権利擁護や総合的な相談支援体制、福祉サービスの利用支援、分野別計画の制度の狭間の問題への対応、地域福祉に関する活動への市民参加の促進に関する事項、地域福祉を推進するための基盤整備、公民協働の仕組みづくりなどの取り組み方向を示しており、本市の福祉の共通基盤を示す基盤計画といえます。

また、保健・福祉分野以外の分野別計画等についても整合を図るとともに、それぞれの計画の推進

にあたっては、地域福祉の視点に立った取り組みを進めていくことをめざす上位計画でもあります。

さらに、この計画は地域福祉を推進するための行政計画ですが、市社会福祉協議会の取り組みを示した「伊丹市社会福祉協議会第7次地域福祉推進計画（発展計画）」と連携する計画でもあり、計画の基本理念である「共生福祉社会の実現」に向けて、市民（企業等を含む）、地域団体、福祉サービス事業者、関係機関などが主体的に、あるいは相互に協働しながら進めていくための基本的指針となるものです。

### 【地域福祉計画と他計画との関係】



### 3) 持続可能な開発目標 (SDGs) の取り組み

持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) とは、平成27年 (2015年) 9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12年 (2030年) を期限とする国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

第6次伊丹市総合計画では、本市のめざす将来像「人の絆 まちの輝き 未来へつなぐ 伊丹」の実現に向けて取り組みを推進することとしており、その方向性は、SDGsがめざす国際社会の姿と重なるものです。

本計画を通じて、SDGs 17の目標のうち、特に下記の7について取り組みを進めていきます。

#### 【本計画に関連する SDGs の目標】



(SDGsの17の目標)

- |                  |                        |                        |
|------------------|------------------------|------------------------|
| 1. 貧困をなくそう       | 7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに | 13. 気候変動に具体的な対策を       |
| 2. 飢餓をゼロに        | 8. 働きがいも経済成長も          | 14. 海の豊かさを守ろう          |
| 3. すべての人に健康と福祉を  | 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう     | 15. 陸の豊かさを守ろう          |
| 4. 質の高い教育をみんなに   | 10. 人や国の不平等をなくそう       | 16. 平和と公正を全ての人に        |
| 5. ジェンダー平等を実現しよう | 11. 住み続けられるまちづくりを      | 17. パートナースHIPで目標を達成しよう |
| 6. 安全な水とトイレを世界中に | 12. つくる責任 つかう責任        |                        |

## 4) 伊丹市社会福祉協議会との協働

### (1) 社会福祉協議会とその事業

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織で、社会福祉法第109条においてその定義がなされています。

社会福祉協議会は、「社会福祉を目的とする事業の企画及び実施」、「社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助」、「社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成」、「その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業」を行うことにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり、民生委員・児童委員をはじめ、さまざまな地域住民や、社会福祉法人・福祉施設などの社会福祉関係者、保健、医療、教育の関連機関、商工関係など、さまざまな幅広い立場の関係者・機関・団体の参画のもと、多種多様な地域福祉活動を展開しています。

また、社会福祉協議会は、社会福祉法人格を持った民間団体ですが、その性質上、運営資金の多くが行政機関の予算措置によるなど、公民協働とともに高い公共性を有した形態で運営することにより、民間と公的機関の両面のメリットを活かした事業展開を行っています。

さらに、地域住民と行政機関との橋渡し、住民参加による地域福祉の推進、ボランティアの養成や人材の確保などをはじめ、要支援者に対する生活相談など、公益的な事業を展開しています。

伊丹市社会福祉協議会は昭和27年（1952年）に設立され、昭和48年（1973年）に社会福祉法人としての認可を受け、以来、市民のボランティア活動振興と住民が主体的に地域の福祉活動に取り組める組織づくりの支援を行い、地域の福祉課題の解決に地域住民とともに取り組んできています。

これまで伊丹市社会福祉協議会では次の3つの分野での事業を実施しています。

#### ①「コミュニティをベースとした地域福祉活動の展開」

市民の相互協力による福祉のまちづくりの展開を図ろうとするもので、市民主体の地域福祉活動への参加を促進するとともに、地域ふれ愛福祉サロンやおもちゃライブラリーなどの自主事業をはじめ、地域福祉ネット会議や地区ボランティアセンターなどの地域福祉活動への支援などを行っています。また、こうした地域福祉活動を支援するため、コミュニティワーカー<sup>6</sup>を配置しています。

#### ②「総合性を活かした相談支援体制の構築」

支援を必要とする人の問題解決力の高揚を基本に、インフォーマルサポートを含めた総合相談支援体制を構築するため、地域包括支援センター、地域生活支援センター、福祉権利擁護センターなどを受託し、市内の相談窓口のとりまとめ役としての機能を担っています。また、こうした相談窓口と市全域や日常生活圏域における相談窓口の集約化を図り、それぞれのネットワークを強化した総合相談支援体制の構築について研究し、具体化に向けた取り組みを行っています。

6 コミュニティワーカー：①住民の地域福祉活動支援、②地域の個別の福祉課題への対応、③関係機関や専門機関等との調整、さらに、④新たな地域福祉活動の企画実施という幅広い活動をする専門職。

### ③「市とのパートナーシップによる施設運営・事業の受託」

地域福祉活動の拠点となる「地域福祉総合センター」のほか、「障害者福祉センター」、「障害者デイサービスセンター」の指定管理者として、施設の管理運営などを行っています。これらは「新しい公共」という概念のもと、福祉の分野についても、民間事業者、NPO法人など幅広い主体が「公共」を担い、社会のニーズに対応する動きにあわせ、アウトソーシングを行い、さらなるサービスの向上と、事業の効率化を図っていくことが求められているためです。

## (2) 社会福祉協議会と市の関係

伊丹市社会福祉協議会第7次地域福祉推進計画（発展計画）（令和2年（2020年）度～令和6年（2024年）度）では、「誰もが自分らしく安心して暮らしていけるまちづくり」を理念に掲げ、その実現に向け「地域の福祉力を高めるまちづくり」「みんなが主役のまちづくり」「みんなが考え、支えあえる仕組みづくり」の3つを基本方針としています。

また、その中で伊丹市社会福祉協議会は、市民（住民）や行政、地域福祉活動に関連する専門機関や団体・組織等が、連携・協働するための中核を担うとしています。

本市では、こうした市社会福祉協議会の持つ「協議体（プラットフォーム）」としての特性をはじめ、当事者組織等のニーズの顕在化を図る「運動体」、さらにはこれまでも多くの先駆的事業を行ってきた「事業体」としての特性に期待しています。

今後も引き続き、市社会福祉協議会とのパートナーシップを図り、誰もが自分らしく暮らせるまちづくりをめざし、地区社協等や地域自治組織をはじめ、当事者組織、ボランティア団体やNPO法人、社会福祉法人、企業や商店、学校等多様な団体・機関等との連携・協働を一層推進していきます。



## 5) さまざまな地域福祉活動

### ①民生委員・児童委員による活動

民生委員・児童委員は、社会福祉の増進を目的として、民生委員法及び児童福祉法に基づき定められた福祉活動を行う民間協力者で、令和2年（2020年）度現在、定数は260人（うち主任児童委員が9人）です。社会調査活動をはじめ、相談、情報提供、連絡通報、調整、生活支援、意見具申、地域福祉事業への参加・協力などさまざまな活動を行っています。

### ②民生委員・児童委員地区懇談会

民生委員・児童委員と地域福祉推進担当（コミュニティワーカー兼生活支援コーディネーター）、地域包括支援センター、ケアマネジャーが一堂に会し、それぞれの活動、役割について理解を深めるとともに、日常生活圏域（小学校区）における支援ネットワークの充実を目的に、全17小学校区で開催しています。

### ③地区社会福祉協議会（地区社協）等<sup>7</sup>や地域自治組織による活動

地区社協等は、昭和54年（1979年）度から小学校区において住民が主体的に地域の福祉課題を検討する場として市内全小学校区に設置されてきました。当初は、地域の高齢者や障がいのある人などの地域生活支援が中心でしたが、時代の要請とともに幅広く保健衛生や環境・防犯などの地域生活全般にかかわる活動をも担う住民組織としてその役割が広がってきました。

一方で、本市においても、平成2年（1990年）度にコミュニティ推進室（現まちづくり室）を設置し、市職員によるコミュニティ推進担当を配置するなど、地区社協等も含め自治会連合会の小学校ブロックへの支援を図るようになってきました。

また、平成27年（2015年）度からは、おおむね小学校区を単位として、地域で生活するすべての人を構成員とし、継続して地域活動を実施できるような仕組みづくりとして、令和2年（2020年）10月現在、市内13小学校区において地域自治組織の設立が進められています。地域自治組織では、地域の方針や行動計画として「地域ビジョン」を策定することを通じて、地域コミュニティの基盤強化を図ることを目的としています。

### ④地域福祉ネット会議

地域福祉ネット会議は、第1次計画で示された事業で、高齢者や障がいのある人などの福祉課題について、地域住民主体で考え、話し合う場です。

地区社協等が組織化されて以来、防犯や環境等の幅広い住民活動を推進するようになり、改めて地域の高齢者や障がいのある人などの福祉課題を集約した住民主体の議論の場を構築することを目的に各小学校区で設置が進められており、16小学校区に設置されています。

今後、地域住民が地域の福祉課題を共有し、解決に向けて継続して議論するための場として、さらに活性化していく必要があります。

7 地区社会福祉協議会（地区社協）等：地区社会福祉協議会、まちづくり協議会、コミュニティ協議会など小学校区を代表するまちづくりのための地域団体。

## ⑤地区ボランティアセンター（助け合いセンター）

地域福祉ネット会議でさまざまな地域の福祉課題について議論を続ける中で、地域内での困りごととは地域内で解決しようとの思いから、各小学校区を単位に地域住民が助け合い、支え合う活動の場として、地区ボランティアセンターが11小学校区で設置されています。地域住民の困りごとに対して、地域住民によるボランティアの登録や活動を行うだけにとどまらず、登録ボランティアの連絡会を設け、研修やボランティア同士の意見交換・情報交換なども定期的に行っており、地域福祉の活動拠点・地域住民相互のコミュニケーションの場としても広がりを見せています。

## ⑥地域ふれ愛福祉サロン

地域ふれ愛福祉サロン事業は、見守りが必要な高齢者や障がいのある人たちなどを対象に、地域交流と見守りを目的として地区社協等や地域自治組織が自主的に行っている事業で、市内17地区124カ所で実施されています。

## ⑦地域交流カフェ

地域交流カフェ事業は、参加者を限定せず、近隣に住んでいる人など、誰でも自由に参加できる「つどいの場」として地区社協等や地域自治組織が自主的に行っている事業で、市内11地区19カ所で実施されています。

## ⑧こどもの居場所づくり

こどもの居場所づくり事業は、地域の子どもたち、高齢者、ボランティアなどが集い、食事や勉強などを通じて交流できる地域の居場所として地区社協等や地域自治組織、教育・福祉・商業などさまざまな分野の団体等が連携し自主的に行っている事業で、市内5地区7カ所で実施されています。

## ⑨おもちゃライブラリー

手作りおもちゃや大きなおもちゃでの遊びを通して、子どもたちの社会性を伸ばすとともに、子ども同士の交流や子育て中の親同士の交流の場として、また、子育て中の親子を温かく見守る場として、地区社協等や地域住民の協力を得て、市内3カ所で、おもちゃライブラリーを開設しています。

## ⑩地域子育て支援拠点

就学前の子どもと保護者が自由に集い、子育てについての情報交換や友達づくりを進める場として、市内8カ所で地域子育て支援拠点事業（むっくむっくルームなど）を実施しています。

## ⑪伊丹市高齢者地域見守り協定

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住民だけではなく地域のさまざまな事業所と連携した見守り活動のネットワークを築くため、協力事業所等の日常業務において、気になる世帯の発見（安否確認や生活の異変の察知）と連絡をいただくことで、高齢者等に必要な支援を行うもので、令和2年（2020年）3月現在の232事業所が登録しています。

⑫福祉活動団体やNPO法人、ボランティアグループの活動

福祉活動団体の具体的な活動内容は、高齢者施設への訪問のほか、地域での多世代交流や高齢者や障がいのある人との交流などとなっています。

県民ボランティア活動の広場「内閣府NPOポータルサイト」によると、令和2年（2020年）10月現在、NPO法人は57団体、また、伊丹市ボランティア・市民活動センターによると、令和2年（2020年）10月現在、同センターに登録するグループは131グループで、福祉分野をはじめ各分野でさまざまな活動が行われています。

【小学校区ごとの地域福祉活動等の状況】

（令和2年（2020年）10月現在）

小学 校区	中学 校区	主な活動							地域包括支援 センター
		地域福祉 ネット会議	地区 ボランティア センター	地域ふれ愛 福祉サロン	地域交流 カフェ	こども 居場所	おもちゃ ライブラリー	地域子育て 支援拠点	
天神川	荒 牧	○	○	10			1	1	天神川・荻野地域 包括支援センター (伊丹荒牧デイサー ビスセンター内)
荻 野		○		4					
稲 野	西	○	○	7	3	1			稲野・鴻池地域 包括支援センター (特別養護老人ホーム 桃寿園内)
鴻 池	天王寺川	○	○	6	1				
伊 丹	北	○	○	8	2	2		1	伊丹・摂陽地域 包括支援センター (伊丹中央デイサー ビスセンター内)
摂 陽	笹 原	○	○	9	1			1	
笹 原		○	○	15	1				笹原・鈴原地域 包括支援センター (ラスタホール内)
鈴 原	南	○	○	9	1			1	
桜 台	天王寺川			5		1			桜台・池尻地域 包括支援センター (特別養護老人ホーム あそか苑内)
池 尻		○		7					
花 里	松 崎	○	○	4	2		1	1	花里・昆陽里地域 包括支援センター (特別養護老人ホーム 伸幸苑内)
昆陽里		○	○	5	2				
神 津	北	○	○	5				1	神津・有岡地域 包括支援センター (特別養護老人ホーム 協同の苑ケイ・メゾン ときめき内)
有 岡	南	○	○	8	2				
緑 丘	東	○		5	2			1	緑丘・瑞穂地域 包括支援センター (在宅総合型施設 ぐる〜りあ内)
瑞 穂		○		5		2		1	
南	南	○		12	2	1	1		南地域 包括支援センター (特別養護老人ホーム オアシス千歳内)
計		16	11	124	19	7	3	8	

## 5. 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、市民公募委員をはじめ、福祉関係者や保健医療関係者、学識経験者等で構成される伊丹市福祉対策審議会に第3次計画の策定に関する諮問を行いました。

伊丹市福祉対策審議会では、計画の策定にあたって専門部会（地域福祉部会）を設置しており、地域福祉部会において、策定にあたっての背景をはじめ、計画内容の具体的な検討を進めました。

また、アンケート調査やヒアリング調査などを通じて、市民や地域福祉活動の関係者、市内で営業する企業・事業所、福祉の専門職、当事者団体などの動向・意識、ニーズの把握に努めるとともに、地域福祉活動の関係者や当事者、学識経験者などで構成されるワーキング会議における、「居場所づくり」「地域づくり」「担い手の確保・育成」「災害」という4つのテーマ設定に活用しました。ワーキング会議では具体的なテーマに沿った検討を進め、地域福祉部会における計画の策定に向けた議論の論点整理に取り組みました。

また、地域福祉計画庁内推進会議では、総合相談支援体制の強化を検討するため専門部会（包括的相談支援検討会）を設置し、相談支援に関わる関係部署と市社会福祉協議会が連携し、総合相談支援体制の検討や具体的な施策・事業の協議を行いました。

さらに、計画について広く市民の意見を反映するため、パブリックコメントを実施しました。

アンケート調査	<b>市民アンケート</b> 調査対象：伊丹市在住の18歳以上の市民（無作為抽出） 調査期間：令和元年（2019年）8月23日（金）～9月10日（火） 配布・回収状況：配布数3,000件、有効回収数1,131件、有効回収率37.7%
	<b>市民担い手アンケート</b> 調査対象：地域福祉活動の関係者（民生委員・児童委員、ボランティア等） 調査期間：令和元年（2019年）10月21日（月）～11月11日（月） 配布・回収状況：配布数800件、有効回収数554件、有効回収率69.3%
	<b>企業・事業所アンケート</b> 調査対象：伊丹市中小企業勤労者共済加入企業・事業所 調査期間：令和元年（2019年）12月1日（日）～12月16日（月） 配布・回収状況：配布数288件、有効回収数114件、有効回収率39.6%
ヒアリング調査	<b>専門職ヒアリング</b> 地域福祉に係る専門職を対象として、専門職が抱える課題・問題や専門職と地域との連携、専門職からみた当事者及び地域福祉の担い手などの状況を把握するため、ヒアリング調査を行った。
	<b>団体ヒアリング</b> 市内の当事者団体を対象に、団体の概要・活動内容、伊丹市の福祉環境について、現状や今後の課題に対する考え方などを把握するため、ヒアリング調査を行った。
ワーキング会議	以下のテーマに関する地域の現状・課題や今後の方向性などについてグループ討議を行った。（令和2年（2020年）7月～8月にかけて開催） 第1回「居場所づくり」／第2回「地域づくり」 第3回「担い手の確保・育成」／第4回「災害」